

E i w a N e w s

源泉徴収制度について

平成 20 年 6 月
(No. 035)

6 月に入り、今年も半年が過ぎようとしています。

源泉所得税の納期の特例を受けている者は、7 月 10 日までに、上期（1 月 1 日～6 月 30 日）の給与等につき源泉徴収した所得税を集計し、納付しなければなりません。

今回は、この源泉徴収について、その制度の内容や誤りやすい項目について、簡単に紹介させていただきます。

【源泉徴収制度とは】

所得税は、所得者自身が自主的に申告して納付する「申告納税制度」が原則とされていますが、これと併せて特定の所得については、その支払の際に支払者が所得税を徴収して、所得者に代わって納付する「源泉徴収制度」が採用されています。

源泉徴収制度により徴収された所得税は、利子等の源泉分離課税（源泉徴収で納税が完結するもの）を除き、確定申告や年末調整で精算される仕組みになっています。

これは納税手続きを円滑に行うために採用されている制度です。

【源泉徴収義務者（源泉徴収をしなければならない者）】

源泉徴収の対象とされる所得を支払う者は、個人、法人を問わず、すべて源泉徴収義務者となります。ただし、常時 2 人以下の家事使用人のみに対して給与の支払をする個人は、源泉徴収を要しません。つまり、従業員を雇わない個人事業者は、報酬を支払っても源泉徴収をする義務はないことになります。

【源泉所得税の納付】

源泉徴収した所得税は、翌月 10 日までに納付しなければなりません。

ただし、給与の支給人員が常時 10 人未満である者で、納期の特例に関する一定の手続きをしている者は、年 2 回（1 月～6 月分を 7 月 10 日までに、7 月～12 月分を 1 月 20 日まで）にまとめて納付することが出来ます。

※ この特例の対象は、給与及び退職手当並びに弁護士、司法書士、税理士等に支払った報酬にかかる源泉所得税のみですので、それ以外の源泉所得税は、原則どおり翌月 10 日までに納付しなければなりません。

【源泉徴収の対象】

源泉徴収の対象となる所得は、支払を受ける者に応じ、おおむね下記のようになっています。

I. 居住者（国内に住所を有する個人など）への支払

利子・配当等、給与・退職手当等、公的年金等、報酬・料金等、特定口座内の上場株式等の譲渡所得等、その他一定の所得

II. 内国法人（国内に本店を有する法人など）への支払

利子・配当等、その他一定の所得

III. 非居住者（I 以外の個人）及び外国法人（II 以外の法人）への支払

国内にある土地等の譲渡対価・不動産の賃料等、国内における人的役務の提供事業の対価、一定の利子・配当等、国内業務に係る工業所有権・著作権等の使用料・譲渡対価、国内における給与等人的役務の報酬等、その他一定の所得

【給与と報酬】

個人に対する支払のうち、よく問題になるのが、給与と報酬の判断です。

給与と報酬では、源泉徴収税率が違うだけでなく、消費税の取扱いも異なります。

報酬とは自己の計算において独立して事業を行う者に対する支払をいい、雇用契約等に基づき雇用者に従属し、雇用者の計算により行われる事業に役務を提供する場合は、給与に該当します。

その区分が不明なときは、消費税法の取扱いを参考に、次のような事項を総合勘案して判断します。

- (1) その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。（YES→報酬）
- (2) 役務の提供にあたり事業者の指揮監督を受けるかどうか。（YES→給与）
- (3) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、当該個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。（YES→給与）
- (4) 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。（YES→給与）

【交通費等の支給】

報酬の支払を受ける者に、交通費等の諸経費を支払った場合、その金銭も報酬の一部として源泉徴収の対象となります。

ただし、報酬の支払者が直接交通機関等に支払った場合で、通常必要と認められるものは、源泉徴収しなくてよいことになっています。

また、司法書士に支払う登録免許税等のように、本来支払者が負担すべき費用であることが明らかなものは、たとえ司法書士を通じて支払っていても、源泉徴収は要しません。

【二段階税率が適用される場合の1回の支払金額】

原稿料等については、同一人に対して1回に支払われる金額が100万円を超える場合、その超える部分の金額については、20%の税率を適用することとされています。

この場合の「1回に支払われる金額」とは、1回に支払われるべき金額（契約等による支払確定ベース）をいいますが、分割払いの場合、実際の支払ベースで金額判定してもよいことになっています。

ただし、外交員報酬等につき一定額を控除して税率を乗ずる場合の、一定額の控除は、支払確定ベースでの控除となります。

源泉所得税を徴収しないで報酬等を支払ってしまい、その結果、源泉所得税額を支払者が負担しなければならなくなるケースもあります。

取扱いの不明な個人事業者や外国法人への支払が発生する場合などは、事前に弊事務所の担当者までお問い合わせくださいますよう、よろしくお願ひいたします。